

い。何とか処置したいという問題だけを取り上げて、断片的であります。御審議をわすれたい、かようなわけでありませう。

それから愛知通産大臣のとき、また私になりましてからも、電気料金の問題は至急に何とかするということを申し上げたのは事実であります。しかし今申すように、これを解決するのにはいろいろな複雑な問題を解決しなければならぬために、実は残念ながら延びております。今年とりあえず今までの料金を継続する、こういう意味であります。それから、特別な処置を講じなくても違法でもなく、また御趣意にも必ずしもさして違うものでない、かように考へて処理をしているわけでありませう。

○永井委員 下流増の問題が電力事業あるいは電力料金その他に対する一部であることは認めます。緊急性の高いところから一つ一つ取り上げて問題を解決していくというならば、今日電源開発を阻害しているところの主要な問題は、補償の問題あるいは水利権の調整の問題あるいは土地収用の問題、特に公共補償の問題、こういうような問題が電力料金のコストの問題にも、あるいは今後の当面の事業の推進の上にも、もう火のついたようなものですが、これをまず手がけていかなければならぬはずだ。そういう問題は幾たびかこの委員会で論議になり、またすみやかにこれをやらなければならぬというところを答弁しておきながら、こういう問題の方はそっちのけにしておいて、下流増の問題はまだ出なかったわけですが、そういう問題から手がけてきた。こういう下流増の問題は、これ

は全く通産大臣の所管の中の行政的な問題であつて、この電気事業の健全な推進なりあるいはコストの引き下げと云うようなものからいへば、ウェットはぐんと低い、そういう関係をどういふふうにかつておるのか。一体下流増の問題を取り上げたというところは、これも一つの問題ですからそれでけっこうなのですが、それならば電気事業一般に関するプログラムはどういうふうな組んでおられるのか、この機会にはつきりと承わりたいと思うのであります。

○石橋國務大臣 補償の問題などが非常に重要であることはお説の通りであります。実は補償の問題については何らかの解決をいたしたいと考へまして、立法措置もいたすつもりで研究をして、ある程度の法案などを作つてみたのであります。これはたとへば政府部内で申しますれば建設省その他にも関連するところがあるわけで、やはりなかなか複雑な点がありまして、急に解決できませんでした。そこでしばらく見送つて、次の機会にこれらの問題をまとめて、一つ法案として御審議をわすれたい、かようなわけで、今度は非常にわずかな、下流増の問題というふうなごく一部分の問題になりましたけれども、それでもこれはやはり必要な措置でありますから、一つこれだけでも解決していききたい、かような考へでやつたわけでありませう。補償問題等は決して閑却しておるわけではなく、やつておるのであります。

○永井委員 そういふお話であるならば、この機会に明らかにしていただきたいと考へますことは——すでに電気事業法という電力事業における憲法ともいふべき基本法というものの構想がある、提案はされませんが、一応成案を得て、そういうものを持つておる、それから補償の問題であるとかあるいは水利権の問題とか、他省との間に調整しなければならぬ問題もいろいろ手がけてきているが、いろいろむずかしい問題があつておられる、こういうことであります。ならば、大臣は電気事業に對して一つの構想を持つており、やりやすいところからだんだんやつていくのだ、こういうことのようにございませうが、それならばこの機会に私は大臣から電気事業に對する全体的な構想の輪郭を承わつて、その中の一部としての下流増の問題、こういうふうな理解の上に立つて私はこれを理解していきたいと思ふ。そういうことでありませうと、一つ一つばらばらな形で問題を出して、これを既成事実としてまとめ上げていって、そうしてわれわれはそれを委員会において、全体の構想を持たないで部分的にそれがいいか悪いかだけを判断する、どういふ形のものかできてくるのか、そういう目標、目安を持たないで、ただ出してきただけから法案を一つ一つきめていくのだ、こういうばかげた審議はわれわれはできないのであります。この機会に、電気事業に對する全体的な構想、どういふ考へを持つてどういふプログラムでやる、やりやすいところからやるならそれでけっこうです、この問題はこれの程度まで進んでおるといふのならそれでけっこうであります。そういう全体的な構想と、その中において肉づけをどういふふうにしていくのか、骨組みを今どういふふうにしていくのか、

と云うか、こういう設計を承わりたい。

○石橋國務大臣 先ほど補償問題のことを申し上げましたが、補償問題については土地収用法の一部改正をやりまして、これも部分的であります。補償問題のある程度の解決をするということで今回改正法案を出して御審議をわすれたいと思ふのであります。

それから今の電気事業について、実はさつきから申し上げましたように、根本的にはいろいろ考へなければならぬ問題がたくさんあつて、これを一挙に解決するのはなかなかむずかしいと思ふので、今専門家の意見も聞き、何とか電気事業法全体としてこれをまとめて、お話のような電気事業の今後のあり方についてのほつきりした姿、全貌が現われるようなものを作りたいと考へておられます。これは専門的知識を要することでありませうから、その点についていろいろ専門家の意見もただいま徴しておるわけでありませう。ただ下流増の問題のごときは、どういふまでもその中で必要なこととあります。あるいは補償問題も必要なこととあります。これはもう明らかでございませう。いろいろ交渉しました結果、とにかく土地収用法の一部改正という形である程度解決をし、それから今の下流増の問題をこの法案によつて解決することで電気事業全体の経営の全貌をお話しするところまでいってやらうと思ふのであります。どうか御了承を願ひたいと思ひます。

○永井委員 そういふ構想を持たない、目安を持たないで、部分的に問題を

を処理していくということは非常に危険なことであり、むだなことであると私は考へるのであります。たとへば下流増の問題にいたしても、これは電業会社をどういふふうにしていくのか、どういふ性格のものにしていくのか、どういふ規模にしていくのか、こういう一つの構想を持ちませんと、この問題のほんとうの姿というものはつかめないと思ふのです。もし大臣の構想の中に——そういう構想を通産大臣はお持ちかどうかわかりませんが、たとえば電業会社をもとの日発のようなものにしていく、こういう考へがあるなら、この下流増の問題はその角度からわれわれは検討しなければならぬ、あるいは電力の回営、こういうような考へをもつて進んでいくとしますならば、この下流増の問題なんかばかげた話です。電気事業の回営ということにするならば、こんな上の方と下の方をどうするな、という問題を、今きょううきうしくこんなところを取り上げるほどばかげたことではない。こんなものは一べんに解決してしまふ問題です。また再々編成という問題がありませうが、再々編成をどんな形で持つていくかというふうな事柄について、その持つていきようにおいては、下流増というものの計算も正確にできない、法概念においても不明確だ、こういう問題をこゝで事新しく論議する必要もない、こゝういふことになりませうから、一体電業会社をどういふふうな性格にしていく考へで、そしてこの問題を出してこられたのか。あるいは再々編成を、その中における電業というものをどういふふうにしていく、こういうふうな構想を持つてやつていくのか。少くも

私は事務当局のこの法案はこうだといふ技術的な内容なんか聞く必要はない。大臣は、少くも個々の法案を出し、個々の処理をしていく場合においては、全体の中の一部としてもちろんこれは出されておることであり、それから、そういう基本的な態度というものがなくてはならないことは、無責任であると思われるのであり、また大臣は今日一つの構想を持っておられるけれども、まだ発表の時期ではないと言われるなら、それでもけっこうですけれども、少くとも私は当面電力事業を今後どうしていくかというところを、そんなにのんびりと春日遅々として居眠りしながら考えるような、そんな問題ではないと思う。保守党の人は、政党の問題のときは爛頭の急務だと言われた。これも頭に火のついたはど爛頭の急務である事業であります。でありますから、今日の段階においてはそういう構想を持たないで、まあぼちぼちやるのだというような段階ではないと思うので、一つこの際腹を割って電業会社をどんな性格に持っていくつもりなんだ、そして下流増の問題もこういふふうにして電業会社を強化していくって、その事業分量を配分していくのだ、こういうようなお考えがあるなら、下流増の次は何か出てくるという見当がつくわけであり、それから、そういうことを一つこの際、この審議に当りましては、最も基本的な問題であるかと思ひますから、明確にしていただきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 お説のように、電業事業が全部国営なら国営に一本になるならば、あるいは下流増の問題ということもなくなるかもしれません。しかしながら、今お話のように、電業を今後どういふふうな性格のものにしていくか、あるいは再編成、再々編成という問題をどういふふうな解決していくか、それ自身が実は電業事業の根本に触れる問題でありますから、それを現在検討しておるのであります。今のところでは電業の性格をこうするのだ、あるいは再編成等の問題をこうするのだという結論に達しておらないのであります。そこでとにかく、とりあえず現状においては下流増問題の解決が必要であるし、あるいは不完全ながら土地収用法による補償問題についての解決を主張する。こういうわけで、いわば対症療法で、病氣全体の根本には触れないけれども、とにかく対症療法としてこの法案を必要とする、こう感じて提出したわけであり、このように感じ、大臣は科学的な基礎に立って検討して、それから問題を順次解決していくというお話で、その取組んでいる態度そのものについて賛成であります。時間的にそんなふうなことを許さないと。たとえ九電力会社、これは九分割して、この経営の内容における地域差がどうなっているか、それから本年の五月一日からは水火調整がなくなる、こういうふうな地域差がどうなっているか、状態に放置しておいて、そうして今後料金その他経営上の面については、いろいろ問題が大きく発展してくるわけであり、そういふことを許さないのです。もし電氣料金において非常な地域差が出てくるということになれば、これは日本の産業構造の上にも影響を及ぼしますし、産業のいろいろな立地条件から、産業の地域的な配置

が変つてこなければいけない基本的な問題だと思ひます。そういう問題がここにひそんでいて、急速にこれらの問題を解決しなければならぬのであります。それから、一体この電氣料金の水火調整、それから地域差、こういう問題と、それから地域差によって電業会社の卸売料金がいろいろ違つていっているものであります。これらの問題について、一体卸売料金の地域差というものは、どんな計算でどんな基準でやっておられるのか、そして九電力会社の地域差をどういふふうに取り扱つていくのか、五月一日以降における水火調整を廃止した事柄について、今後これらの問題をどう取り扱っていくのか、これらの料金の問題を中心にいたしまして、断片的な話でなく、問題を一つ提起いたしましたら、問題を理解する上における基礎となる態度について、現在とつては政府の態度、政策をこの際明確にしたい。きょうは午前中でござるだけ上げたいと思うので、私もいろいろ質問したいこともありますが、同じことを時間をかけてやっておりますことは不経済だと思ひますから、一括して電氣料金の問題はどうか、こういうことを一つ卸売料金から出発してはつきりしておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 それらの問題は先ほど申しましたように、非常に複雑な問題を含んでおりますので、目下鋭意検討しておりますが、ぜひとも今年中ぐらいいはこれらの料金の問題、あるいは地域差の問題等を全部解決したいと考えております。しかし現在とはにかく九分割されたという現状に即して考えているわけであり、これを将来どういふふうに変えていくかという問題は、結局料金の問題にも関係するのであります。その点はなかなか急にはきめられませんが、しかしながらそうかといつて長くはうってはおけない問題であります。それから、この数カ月の間にぜひとも各方面の御意見を伺つて最後の結論に達したいと思つて現在鋭意努力している次第であります。

○永井委員 あまりに抽象的な御答弁ですが、現実において起つてはいる問題、五月一日からは水火調整が廃止される、その後にどうなるかはよく分かっていないけれども、具体的にきまつてないというところ、地域差の問題、卸売料金の計算の基礎、そういうもの、それははっきりと申し上げておけばはたしておき、地域差はますます大きくなるのですから、地域差を縮めていく方針で考えておられるのか。そのまゝ水火調整をとつて地域差が大きくなつてもそのまゝの状態である上に立つてはたしてはたかす、こういう考えなのか、そのくらの回答は大臣でござると思うのですが、それらの料金に対する政府の態度というものを伺いたい。何門何十銭というものはあるまい。料金はどういふふうにするのか、もしそれを御答弁願うとするならば、県営の電源については、減價基金ですか、いろいろいふものを認めたり、償却率が非常に高い、一般のものと違つた計算をとおるようではあります、そういう料金の査定におけるそういう違いというもの、これはどういふところから出てくるのかというところを含めて答弁していただきたいと思ひ、大臣からは政策的な話を伺いたい。もし料金その他についてこまかく説明する必要がある、その方が理解が早いというならば、その点については事務当局から伺つてもよろしい。料金に対する基本的な政策、こういうものを大臣から伺つて、その具体的な内容については川上局長から伺つてもけっこうであります。

○石橋國務大臣 お話の通り、こまかいことは局長から答弁させますが、私は確かに料金の問題等については至急にこれを解決して、日本の電業事業の根本策を確立しなければならぬと考えております。これは事務当局をも鞭撻してその問題の研究をするようにしておることは先ほど申しました通りであります。しかしながらただいまのところでは、水火調整金の廃止といふことが、水火調整金の影響をどういふふうにするか、また地域差がますます広がつて、跡始末が困るというふうなこともないかと考えております。ここ一カ月の間猶予がでないという問題ではないと存じておるわけであり、だから、それはこの地域差というものを、考えようによっては必要な場合もあり、これは地域差がある方がいかに、ない方がいかに、全国一律の電氣料金がよいのか、それとも相当地域差がある方がよいのか、これを、これは産業の根本策とも関連するわけであり、それから、そういう点十分考慮したい。

なか強い。しかし果して県営発電所というようなものを今後どういうふうにしてやっていくかということも十分考案しなければ、なかなかやらせるとかやらせないとかいう結論に到達しません。それらも今考えておる次第であります。

○永井委員 大臣は退席しなければならぬのでありますから、その前に一つ伺っておきたいのですが、通産大臣は今生産性の向上であるとか、あるいは企業の合理化と云う。大臣は合理化運動の本山であり、その総元締であります。組織の面においてはこういふふうにする、あるいは機械工業においてはこういふふうにする。合理化運動の推進をしていく上においては石炭の値段を下げる、こうするには石炭の価格の面だけではこれは下げられないので、企業の合理化という面はどうしても掘り下げていかなければならぬ。こういうことを通産大臣はほかの仕事についてみながらおるのです。ところが電気料金を下げるといふ面については、税金を少し減らすとか、あるいは金利をどうしてやるとか、こんな流通過程の面においてだけちよびちよびとごまかしの手を打っている。電気料金のコストを引き下げるためには、どうしたって合理化をやらなければ料金が下つてこない。合理化をやるといふためには、九分割が間違っているというなら再々編成まで根をおろして、そこから料金の問題の合理化をしていかなければ、問題の解決にはならぬと思うのです。ところがほかの事業については合理化だ、合理化だと言っている。それでほったらかし

の出たと勝負の経済の本山のような自民党の自由経済のところでも、ほんとうに国際的な市場において競争するということがなければ企業の合理化から出発しなければならぬということばかり切った問題だと思ひます。そういうことを、合理化運動の本山である通産省、その総元締である石橋通産大臣は、ほかのことではずつとやっています。電気料金の問題だけは、九分割された現実の上に立って電気料金を考える、こういうばかんなことをやっていたのではコストの引き下げにはなりません。ほんとうに合理化をやらなければ再編成まで、企業の合理化のところまで入ってこなければ、そこまで根をおろさなければ問題は解決できないと考へます。ただ金利を下げると、税金を安くする、みな国民の負担にぶつかけて、そうしてその面だけの解決を言ひわけ

のようにやるのか、ほんとうに企業の合理化のところまで根をおろしてやろうという考へがあるのか、その態度だけではないから聞いておきたい。

○石橋通産大臣 いろいろ合理化すべきものは合理化しなければならぬ。ですから、電力の問題についても、電気事業法の根本対策をきめる場合にはその問題も十分検討いたしまして必要な合理化はむろん合理化をする。しかしながらどういふことが合理化になるかというところは、再々編成が合理化になるか、それともどうなのかという結論にまだ達していない。こういうこととて、その結論に達することも、簡単にやりまして、それからまたあとで変更するということとはよくありません。十分検討をして――基幹産業であ

るだけに十分検討いたしたいと思つて今検討をいたしております。

○永井委員 ちよつと料金の問題について局長から……

○川上政府委員 先ほど大臣からお答えしましたように、料金の問題につきましても現在いろいろ検討いたしておりますが、まだ成案は得ておりません。ただこの問題につきましても、先ほど御指摘になりましたように、最近におきます各企業の較差というのがだんだんひどくなつて参つておりますので、その点も十分検討の上で措置すべきではないかというふうに考へておるわけですが、この上期あるいは下期の初めにおける状況等を見まして、少くとも来年におきましては料金についての根本的な調整をしなければならぬのではないかと云うふうに現在事務的には考へておるわけでございます。

先ほどお話のありました水火力調整金、これがこの四月で期限が切れるわけでございますが、これがその後の料金にどういふ影響があるかという問題もありまふけれども、この点につきましては、別な大きな影響はありまふので、別に現在の料金をそれによつてどうしようということにはいたしておりません。

それから地域差の問題につきましても、将来どうするかという問題ですが、私どもの考へ方としては、地域差というものは全然これをゼロにするということは非常にむづかしい問題と思うのですけれども、なるべく少くするように持つていきたい。最近の事情は地域差がだんだん少くなるような傾向になつておりますので、今後におきましては地域差というものはなるべく

く少く持つていきたいという考へえを持つておるわけでありまふ。

それからこの料金の問題と今の九分割との関連でございませうけれども、この問題につきましても、一応現在のところは、現在編成されておるような各企業でやつておることになつておりますので、その間にいろいろ較差なりそういうものが生じましても、われわれとしましては何とかして融通その他の措置等で調整していけぬものかということをいろいろ検討いたしておるわけでございます。

それから電気の卸売料金の問題につきましても、現在のところ各河川におけるその地点の原価主義でやつておるわけでございますが、その原価主義ではじいて、その料金で電力会社の方に卸売をしておるといふような状況になつておりますが、この問題につきましても、全国的にそれを調整するかしらないかという問題につきましても、もう少し電源開発が進みましてから私どもの方としては措置をとりたいというふうな考へを持つておるわけでございます。そういうふうな、料金につきましてもいろいろ根本的なむづかしい問題がありまふので、現在の料金をいかに調整するかという問題につきましても、もう少し時日をかけまして検討いたしまして調整をいたしたいというふうな考へておるわけでございます。

かつておるロボットみたいなものであつて、こつ言つても差しつかえないようなものです。まあそういう組織の上に立つて現内閣が動いておるとするならば、事務当局はもう少しはつきりして大臣を引き回すことを考へていかなければならぬと思ひます。事務当局はもう少し勉強して正確にやらなければいけません。今言つたように土台ががたがたに狂つておるのに、戸障子だけをちゃんとまっすぐにしよつてもなかなかかむずかしいのです。こういうばかんなことをやつていたのでは、いつまでたつても直るものではない。土台を直さなくては、たてつけが直るものではない。ですからあの手この手でもつてなべくと言つても、そんなものは訂正できる限界というものがあつてはしい。基幹産業としての電気事業というものがいかにあるべきかというくらいは、もう少し国際情勢を見ればばかでもわかることだと思ひます。(ばか以下だ)と呼ぶ者あり。コナマ以下だから困る。それから現在の国内における九分割については、どこに問題があるかというところからいふと、事務当局はすつかりわかつておると思ふから、よく大臣に教へてあやまちないようにしていただきたい、こつ思ひます。

そこで高橋大臣にお伺ひいたしたいのですが、高橋大臣はそ道の権威であります。高橋大臣は……(しろうとだぞ)と呼ぶ者あり。しろうとの方ができましてすなおに問題をつかむことができませんから、変にゆがめられた専門家よりよいと思ひます。私は電業会社はやはり公共的な性格を持つたものにだんだん強化していかなければ

ばならぬと思う。今から何十年前前、永井柳太郎大臣時代にあれだけのことをやったのに、それが終戦後逆転してこんなちぐはぐなものになってしまつて、いいものをかえて悪くしてしまつた。あやまちは一日も早く直すのが賢明なのでありますから、そういう方向に持っていかなければならないと思うのであります。電発会社の今後の行き方としてはどういう方向をたどっていくか、方向づけていくかということが重要だと思ひますが、下流増の問題もそういう意味における一つの性格づけの具体的現われとしてわれわれは理解しておるのですが、この点はいかがですか。

○高橋國務大臣 忌憚なく言わせていただきますれば、永井柳太郎氏が日本電力を統制して一本にするという考え方で進まれたことは、私は遠見だと思つております。せつかくああいふようにできておつたものが今日こういうように九つに分割されたといふことは、むしろ悪政であつた、今日私はそう考へております。従ひまして、これをどういふふうによつて電力料金を安くするかという問題になれば、おそれなくはそういう問題にまで触れなければならぬと存じますが、今日この電発会社を中心としてやらすかどうかといふことは、これは非常に研究を要する点だと存じます。私の考えを露骨に言わせていただきますれば、電発会社は電源を開発するといふことに重点を置いていくべきであつて、そういうような方面はまた別の方法で考へるべきものであると存じております。

○永井委員 今大臣から率直にお話をいただいた私は大へんけっこうだと思

います。委員会なんかの質疑応答も單にかけ引きだけで、あるいはほんとうのことを言わないのが上手な答弁だといふことになつて、われわれはほんとうに問題を真正面から取り組んで真実を究明してゐるのです。その真実究明の過程においてどちらに議論の合理性があるかといふことを率直に進めていかなければ、これは時間つぶしだけで意味がないと思ひます。その意味において、今大臣の言われましたことは、現在の日本の電気事業に對して的確の一つのメスを入れたもので、今後の行き方についていろいろ具体的な示唆をなされたものと考え、まことに喜びにたえないわけでありませう。

○高橋國務大臣 伺ひたいのです。が、この電発会社は政府出資の分については永久に配当しないつもりなのかどうか。もし配当するとすればいつどのような形でどういふふうによつてこれを扱うのか。それから最近決定しました佐久間、糠平の卸売料金の点は、特別積立金を建設費の六分見込まれておる。この借入金の金利と政府出資の配当率をどのように見て算出しておられるのか。それから佐久間、糠平の卸売料金は、無利子の政府投資と割安の金利の政府融資の資金を多く使用しておられるが、電力会社の料金よりもコスト高である、こういうようなことは何に原因しておるのか、これらについて一つ伺ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 詳細な数字は政府委員からお答えいたしますが、根本の方針としては、電源開発会社はできるだけ電気料金を安くするといふことが主体でありまして、最初の計画におきましては、少くとも一千万円を政府投資をもつてやる、こういうような考へで進んでおつたようでありませう。政府の投資がだんだん減つてきて、従つて借入金が増える、借入金が増えれば金利の負担が多くなる。私どもは最初政府の出資を当分配当しないものとして、借入金を平均して四分ぐらひで上るといふことを理想に置いてやつておつたのであります。だんだんやつてみると借入金が多くなつて、それがまた民間資金に変わるといふようなことのために、逐次金利の負担が高くなるというところは、言葉をかえれば、電力料金が高くなるということでありませう。私は当分は政府の配当といふものは当然でないのだ、こ

う考へてやつておるわけでありませう。なお糠平の問題等につきましては、私は最近の状況を詳しく知りませんので、政府委員から御答弁いたします。

○川上政府委員 北海道の糠平の料金につきまして、今詳細な資料は持つてきておりませんが、六の問題につきましては、私どもの方といたしましては原則として金利と配当準備金を入れた一応六分といふことにしてあるわけですが、それによつて、佐久間、糠平の卸売料金は、その原価が、北海道電力に渡り渡す場合におきまして、若干高いといふような問題もありまして、この六分といふのを三割程度、すなわち半分ぐらひとしまして、なるべく安く販売するといふことに措置をとつたわけでございます。

それから佐久間の料金につきまして、非常に高くなつておるじやないかといふようなお話でございますが、佐久間につきましては、この前もちよつと申し上げましたように、最初の予定と違ひまして、たとえば鉄道のつけかえでありますとか、あるいはその補償費といふものが相当かきまされた結果、最初の予定よりも若干料金は高くなつておるかと思ひますが、その方といたしましては料金をきめておるわけなんです。今後におきましても、なるべく電発から卸売する料金につきましては、安くするように努力いたしたいといふふうによつておると思ひます。

○神田委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○神田委員長 速記を始めて。次は佐々木良作君。

○佐々木良作君 時間があるようでありませうので、参考的に一、二伺ひたいと思ひます。

御承知のように、今度の電源開発法の修正の法案の一番問題になつたのは、下流増の問題であります。下流増の問題といふのも、一番焦点となつておるのは、東北電力会社が非常に経営不振であるといふこと、そして電源開発会社の電源をなるべく安く開発しなければならぬといふ問題が焦点になつておることは御承知の通りであります。いつかの質問にも申し上げました通り、私は事実上、現在の東北電力管内においては、あの民生度、並びに産業の実情等から見て、これの値上げといふものはほとんど不可能に近い、そうするならば、今後いかなる救済対策があり得るか、そのための方法として、たとえば東京電力から東北電力に對する融通電力の料金を下げる、こと、あるいは電源開発会社から東北電力に送る卸売電力の料金を特別な政策料金をとること等々が考へられますが、基本的な再々編成的な方法の前に行われ可能性のあるものとして、今の一、二のもの以外にどういふものが考へられておりますか。あるいは今言いました一、二の問題を含めまして、具体的に大体どういふ研究がされておるのか。結論でなくつて、こうですか、今の政府部内で考へておられる方向をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 今佐々木先生からお話がありましたように、東北の経営の問題につきましては、これは相當苦しくなるおそれが多分にあることは、私も事実として認めておるわけでございます。これに對しまして、将来電力料金を上げないで何とか調整していきたいといふような氣持を持つておるわけなんです。ことしにおきまして、東京の方から約年間一億数千万キロワットアワーを融通することになつておりまして、私の方としましては、それが高い料金であります、結局東北におきましては非常に苦しいといふようなことになりませうので、東京電力にも十分話をいたしまして、なるべく安く販売するようによつて、なるべく安んじまして、東京電力の方に、おきまして、東北電力の方に、おきまして、東北、東京両方相議をいたしまして、私どもの方が中に入りまして、この融通料金につきまして、比較的安い料金で東北に對しまして渡すことにいたしましたわけでございます。

それからこういう措置につきましては、今後におきましても、どうしてもとつていかなければならぬと思ひますが、今先生からお話がありましたように、これ以外にどういふような措

置があるかという問題であります。先ほどのような問題になりましたが、下流増の問題は下流増の問題として別にしまして、電業の方から御覧をする場合におきましては、やはり私は東北がどうしても特別な地域として、また料金につきましても上げるといふことはなかなかむずかしいといふことでございまして、電業から渡す料金につきましても、なるべく安くして調整をしなければならぬだろうといふふうに考えておるわけでございます。そういう両方の方法を用いて、東北の苦境を何とかして救済し、また一面におきましては、東北自体としての開発を進めなければならぬと思ふのであります。けれども、それ以外に、じやどういふ根本的な手があるかという問題になりますと、なかなかむずかしい問題であります。ちよつと根本的にどうするといふ問題は、今のところどうしてもまだ確信を得ていないという状況であります。ただ東北自体としましては、もう少し企業の合理化といふことをやってみるやうな、その辺につきましても、特別監査なりそういうことをやりまして、どの点に企業の合理化がもつてできるかという点につきましても進めていきたいといふふうに考えております。いづれにしても、なかなかこの問題につきましてはむずかしい問題でございまして、さしあたり

が生じてくるかもしれませんので、これは別に根本的な調整の方法を研究したいといふふうに考えております。

○佐々木(良)委員 大臣が見えまして、これで質問を終わっておきたいと思ひますが、今の東北電力の問題というのが電業事業の今の矛盾をそのまま出しているわけでありまして。従いまし

て東北の管内に住む人々並びに産業に犠牲が及ばないやうに、同時にまた今企業努力といふ話がありましたけれども、あの東北電力内の企業努力といふものをかりに進めてみたとして、それは今の問題の解決の九牛の一毛にもならないくらいのものでないと思ひます。むしろ東北電力管内に住む人々並びに東北電力の従業員等にそういうしわが寄らないやうな解決こそ、根本的な解決だろうと思ひます。

特に私はおそろしく今度の法律の審議に當つて問題になった点は、一番中心的にはその辺にあって、おそろしく、先ほどの相談でも附帯決議等で根本的な電力政策を打ち立てられるやうにということが出ると思ひますが、今のお話によりまして、今の法律で許されている可能な範囲内の調整といふことはきわめて困難。東京から東北に送る融通電力にしまして、東京電力もちゃんとした私企業の株式会社であつてみれば、その採算を無視するといふことは不可能になつてくる。ただ一つまだある程度可能なのは、電源開発会社の場合には、ある程度相当強い政策料金も可能であり得るというだけの問題。しかしながらこれもまた解決のしようによつては原価主義の建前をとらなければならぬとか何とか、これも事業者であるといふ建前よりすれば、きわめて

困難になつてくる。従いまして、先ほど同僚の永井さんの質問にもありましたけれども、こそくな解決はもうそろそろ限度にきていることを十分一つ承知されまして、この辺でもつて根本的な解決への前進をされんことをお願いしまして、質問を終わります。

○神田委員長 次は永井勝次郎君。

○永井委員 この四月一日からの一般家庭用電力料金についても、前年の三割増しの延長といふことで、現在やっているやうであります。この一年間に大臣はいろいろな措置をしてコストを下げるやうにするといふ約束でありましたが、どのような具体的な措置が講ぜられたか、これが一点、もう一つは、この料金をどういふやうにするお考えであるか、この二つの点について伺ひたい。

○石橋國務大臣 お尋ねの電力料金の問題は鋭意一つ解決したいと思ふのであります。しかし今佐々木君の質問の終りにもありましたやうに、電業の問題は非常に根本的な解決をしなければならぬところへぶつかつておりますので、そういうところからほゞしていかないと実は電力料金の問題も突は解決できないといふ段階だと思ひます。従つて今回ははなはだこそくなやり方でありまして、一応前年度の状況を継続させて、先ほど申しましたやうにおそらく今年中くらいには何とか皆さんのお知恵も拝借して根本問題の解決をしたい、かやうに考えております。

○永井委員 その考え方はわかるのですが、とにかく一年間我慢をしていたという怠慢に対しては強く大臣の責任を追及しなければならぬと思ひます。そこで現在の電力料金をきめます場

合には、昭和二十九年の下期において九社合計して約十五億赤字が出る、三十年の上期では十五億の赤字になるからこれととんになるんだ、こういう原価計算の基礎がわれわれに示されたわけでありまして。ところがその実績がどうであつたかといへば、昭和二十九年の下期は十五億の赤字予想が七十億の赤字、それから三十年上期の十五億赤字になるというのが百三十億の大赤字になつておるわけでありまして。そういう点で、これは料金算定に當つて根本的な誤謬があつたのではないかと思ふのですが、この赤字になつたのは異常な条件であつて、政府のきめた料金が最低というより原価なんか、こつちの基礎に立つて今後の料金とかコスト引き下げあるいはいろいろな措置、施策を進められるお考えなのか、料金の根本に間違いがあつた、原価を高く算定し過ぎたからこつちやうな赤字がどんだんふえてきて、最近の会社の景気はすばらしいんだ、だから原価の算定をもう一度し直す、そこから出発して料金問題を考へていく、こつちやうな考えなのか、その点を明確にしたい。

○石橋國務大臣 先ほど申し上げましたやうに、それらの点も十分取り入れまして電業事業そのものの根本対策を立てたいというのが私の考え方でありまして。料金はこの前通産省で計算しましたのはもちろん計算したものであります。誤まりではない、ただ思ひのはかに電業会社の利益がふえた、成績がよかつたといふことは、例の水が豊富であつたとか、あるいは石炭の値が安かつたといふやうなことがあつたら、むしろ偶然にさやうな好成绩を現

わしたものですから、これは計算の誤まりではない。誤まりではなかつたけれどもその後の事情が好成績をもたらした。今後の問題は、この好成绩によつて現在各会社が残した利益を建設その他に利用することによつて、これを取り入れて今後の料金といふものをむろん考へていくつもりであります。

○永井委員 二十のとりを追究していくやうに、自然現象ですかどうですかといふことをここでやるだけの時間はありませんが、赤字になつたのは大臣の話によるとすべて自然現象が原因であつて、当局の算定基礎は間違いがなかつた、そこに私は根本的な誤まりがあると思ふのです。原価主義なら原価主義でもつときちつとした算定のやり方があると思ふ。

それから漏水準備金であります。昨年の九月末現在で百六十億蓄積されておる。石炭にいたしましては四百萬トン以上の蓄積が出ておる。こつちの期末の決算をいたしますと、少くも二百億近くの漏水準備金が蓄積されるのではないかと思ふのであります。こつちやうに長期にわたつてどんだん蓄積がふえていくといふことになれば、これもやはり自然現象で雨が多かつたからといふだけの原因に持つていくことは無理ではないか、漏水準備金の算定の基礎が甘い結果ではないか、こつちやうに思われるわけですか。そこで漏水準備金がこれだけあつたのは、これは何も会社の企業努力でたまつたものではなくて自然現象だとすれば、そして準備金の計算の基礎では五十億と見ていたのが二百億たまつたとすれば、百五十億といふものは余分のもう

けだ、これは一に取るべからざるものを取ったのであるから、この百五十億円は需用者に還元する、こういう措置を講ずるならばこれは合理的な解決だと思ふのであります。渇水準備金に対して大臣はどうお考えですか。

○石橋國務大臣 渇水準備金については國際的に認められておる、ある理論的の計数と申しますか、算式から算出しておった。前の通産省の料金計算というのとはさつき申しますように、そういう点でかなりかたくなに見ておりましたから、そこにも余裕が出てきた原因がございまして。しかし主として、今この水の關係、あるいはお説の通り会社自体もいろいろ努力しまして、ロスを減らしたというふうなことから利益が出てきたことは、たしか計数です。提出してあるはずだと思ひます。そういうわけでありまして、今後の料金の計算あるいは会社の経営等の方針につきましては、むしろ現状を考えなければならぬから、それをこの際考慮に入れて、現在いろいろ準備金がつまっておりますが、實際においては今のロスの軽減、その他にも現われておるうちに、設備の改善、そういうものにその資金を使つております。そういうことで料金も下げ得ることになります。これからの料金の計算についてはむしろそういう点を考慮に入れて行われる。ただ積立金をいきなりくずして料金を下げようというところは、現状においては不適当であらう、かように考へております。

○永井委員 雨の少い地帯の統計を、世界中でも多雨の地帯の日本の算定基準にするということが土台さういうところに間違ひがあると思ひますが、そ

ういうことはとにかくとして、現実に二百億近くの渇水準備金が蓄積されておる。赤字になるというのが大きき黒字になつてきておる。そういう基礎から、原価主義でありまして、原価主義なら原価主義の算定というものがあろうと思ひます。これらについても一つ料金改訂に当りましては、電力事業そのものの基本をいろいろお考えになつて、場合には考慮されて、基本的改訂を願ひたいと思ふのであります。電気事業でもさうでありまして、原価主義というもので基礎がちゃんとできておる。それに當つて算定するときには、一々内容にわたつて計数をもつてどうこうするということではなくて、われわれの政府である、われわれの事務局である。これは自民党の事務局ではないのであります。国民の事務局でありますから、その立場において公正にやります。これは原価主義で計算を出さなければならぬ。その計算に當り、前の局長はどうかといへば、企業局長として、これは原価主義だといつてこの委員会で説明をし、信憑性の高いものであるといふことを責任をもつて言ひました。その人がやめたら電気会社の重役に入つていって。それからこの前ここで問題になりました肥料の輸安を、外国には一俵六百円内外で輸出して、国内では九百円内外で売つてゐる。非常にひどいことじゃないか。外国の赤字を国内に転嫁しておるのではないか、輸安のコストは一体幾らか、こういうことが問題になつた。そのときに多年にわたつて肥料の部長をやつた楠手君は、これがもうぎりぎりでなんだということここで説明したが、その説明の衝に當つた人がや

めたら、輸安会社の協会の専務に入つていく、こういうことでありまして、その動きを見て、實際ここにおいて国民の事務局というものを對する信頼性というものはわれわれは持ち得ないと思ふのです。でありますから、われわれはこれらの問題に當りまして、これは野党専断ではなくて、もつと議會政治というものが国民から信頼される。さうして国民の信頼の上に立つて、それぞれの立場、それぞれの意見が異なれば、それぞれの立場は何であるかといふことで、まじめにここで論議をしなければならぬ。事務局はそれを受けて、国民の事務局であるといふ立場においてまじめな計算をするのでなければならぬ。一方の利益を代表するがごとき立場においてこれを国民をこまかす手段にし、カムフラージュすることによつて一時を糊塗して、それぞれの営利会社に利益を与える、こういうような結果が現実にありまして、私はこれはゆゆしい問題だと思ふのであります。でありますから今後におきましては、たとえば電力事業の今後の合理化の問題について、これは九分割された会社の利益の立場でいろいろ問題を考へて、いかにして一時を糊塗し国民をこまかして、その営利会社の利益を守るかといふような立場で少くもものを考へないで、あやまちを犯した結果としてさうなつたというならば許されなければならぬ。けれども、もともとこまかしながら四の五の言つて、さうしてごまかそうとするようなことだけはしないように、ことに電力料金というやうな地域的な、独占的な、しかも政府が料金をきめるといふやうな、こういう問題の原

価計算に當りましては、国民がもつと信頼できる、納得できるやうなことをやつてもらひたい。赤字がはなはだしく黒字になる、蓄積がどんどんふえていく、こういうやうなことは何といつても国民が納得できません。でありますから今大臣のおっしゃいましたやうに、電気事業というのは今一つの転機に來ているのだ、根本的な解決を必要とする段階に來ているのだといふことではありますから、これらの検討に當りましては、これらの基本的態度を一つ堅持して、国民が納得できるやうな方向へまじめに処理していただきた間を終わります。最後にそれに対する大臣の決意を聞いておきたい。

○石橋國務大臣 永井君のお説は十分尊重いたして参ります。ただ今の役人が、たとえば電気なら電氣に關係しておる役人が電氣会社に特別の便宜を与えるとかなんといふことは、私は現在の日本には絶対にないと思ひます。それでこの前の公益事業局の中島君が行きましたのも、あれは御承知のやうに特別の電氣会社でありまして、何も今までの電氣会社に利益を与えるために行つたといふのでなくて、新しい日本の事業を始めるために非常に困難な位置に入つたわけで、彼が一番適任であると思つて推薦したのであります。さういふことで御承知願ひます。

○神田委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 委員長は私が立つといつても時間をせきまつるので、委員長に協力する意味において私は簡単に質問をいたしますから、隠さぬやうに簡単にお答えを願ひたいと思ひます。

第一点は水利権の問題でございます

が、水利権とそれから生ずるところの電力の利用の権利でございますが、これをどのようにお考へになつていらっしゃるのですか、こういうことをお伺ひいたします。

○石橋國務大臣 ちよつとお尋ねの趣旨がよくわかんないのですが……

○加藤(清)委員 簡単にやれといふから簡単に聞かわけですが、それではもう少し……と申しますのは、それぞれの河川はだれかが水利権を持てゐるわけでございます。ところがこの水利権の所有者と、ここに電氣を開発する、電源を開発する会社とは同じ場合と別個の場合がございます。その際に起きたところの電氣の利用を、水利権に重きを置くのか、ないしは別な理由に重きを置いてその利用をきめるのか。だから私の聞きたいところは水利権をどのように考へておるか、こういうことでございまして。

○石橋國務大臣 もし技術的に問題があればこれは事務局から答えさせます。単なる水利権というやうな権利を握つて、そして水の利用を妨げるやうなことがあつてはならぬ。ですから真にその水を利用して發電なり何なりできて、それをやる仕事の方に重きを置きたい、かように考へております。水利権によつて電氣の利用を妨げるといふやうなことはしたくない、かように考へております。

○加藤(清)委員 それではお尋ねいたしますが、今までは今あなたのおっしゃつたことは違つた傾向で実施されておるわけですが。水利権があればこそ、その河川から生じた電氣は遠くまでも持つていって、水利権を持つてゐる配電会社の傘下に配電をする、こ

ういうことになっておるわけですか。ところが大臣の答へは違ふわけですか。水利権のいかんを問はず、水利権を持っておるからというので、その所有者のみに利用させないんだ、こういうことなんだ。それはほんとうにいつから実行されますか。もっと具体的に言いますか。たとえば愛知県を流れている木曾川は、水利権は関西電力が持っております。木曾川で起きた電気は全部関西にいくのであります。ところで私はあえて関西と中電のことを論じたくはございませんが、中電が電気が足りなくて工場が休みに非常に困りました。東京では大きなチョコレットやキャラメル、ネオンが動いておるにもかかわらず、工場に一番大事な電気がこない時代がたたくさんありました。その折にいろいろ問題がありました。たたくさん、木曾川で起きたところの電気は、これはよそへよそへと流れて行ったのです。あなたのおっしゃったことは違つた傾向にいておる。それをあなたが、いや水利権には関係なくや、こうおっしゃるならば、いつの日にそれを実行に移されますか、こういうことが聞きたい。

○石橋国務大臣 詳細なことは存じませんが、これは九電力分割のときにいろいろ問題があつて、そういうある程度不合理な点もあるいはあるかと思ひます。しかしながら現在におきましては、そういうものはなるべく融通をして、たとえば中部なら中部の電力も、できるだけ豊富に供給できるように話し合ひをさせるようにしておるわけでありま。

○加藤(清)委員 これでこの問題は終りますが、片や木曾川の電力は、水利権が関西にあるからという理由によつて、全部関西に行つておるのでござい。ところが今度できます佐久間の電気は、これは水利権は中電にもともからあつたのでござい。にもかかわりませず、それには関係なく東京と五・五・六・四の比率で分けるのじやと、こういうお話なんです。これはちよつと受け取りがたいということなんです。おかしいということなんです。しかも東京電力と中部電力とを比較した場合に、いずれが経営がしやすいかはこれしるうとも知つていない。これはこれしるうとも知つていない。生産以外の消耗のところに多く使われておる。こういうことをよく考へてもらいたい、これだけなんです。

それから第二点にいきます。これは前に質問をいたした続きでござい。まするが、電源会社の予算が非常にふえて。当初の予定よりもふえて。この理由をお尋ねしたいわけ。とを同僚議員が再三お尋ねしたわけ。でござい。それについてデータを出してももらいたいということ。でござい。したが、なるほど出されましては、多賀谷君の要求したデータにほど遠いものが出て。そこで最後に私はこの点についてお尋ねしたいのですが、御承知の通り、当初予算が八十九億であつた秋葉が三年たつたやらずで、百八十六億と、九十七億もふえて、これは一二〇%以上の増であります。同じ地区にできておる佐久間は二百二十八億の当初予算が、これもいつの間にか三百六十億とふくれ上つて、百三十二億の増で、大体五〇%から五二、三%の増、こういうことになって

おる。これが一般電源開発の通例であるというところならば、あるいはまたその間に非常に物価が上昇したためにこういうふうになつたということであらう。これはもう納得できますが、配電会社が自己で作つておる。で、五〇%も伸びたとか、あるいは一〇〇%も伸びたとかいうのは一つもござい。大抵二〇%が最高くらいのところ。でござい。そこで私はお尋ねしたいのでござい。今度この上程されておる下流増の問題でござい。これも上流に電源開発のためのダムを作る、その費用が非常によいけいかるのだ、だからそのおかげで恩恵をこうむつた下流のダムの所有者は何かの金を払いなさい、という。これが本旨のよう。でござい。従つてこの下流増の問題と、上流に作られるところのダムの建設費の増加というものは大きな関係があり、これは九会社のみならず国民がひとしく注目しておるところなんです。そこで承わりたいのは、一体この電源開発の場合の予算というものは、幾らでも変更ができるものでござい。あるいはある程度制約があるものでござい。か。一体変更できるとすればどういう款項目は変更ができて、どういう款項目は変更ができません、こういうふうになっておるのでござい。その点をお尋ねしたい。

○川上政府委員 第一点の佐久間の水利権と、それから中部、東京に対する配分の問題につきましては、最初は中部が水利権を持つておりましたが、佐久間につきましては相当国家資金を出しまして、どうしても電気が開発しなければならぬということになりましたので、水利権を電気が譲り受けまして、そして電気が開発をいたしたわけ。でござい。そしてこの電力につきましては、中部だけではなくて、これは全国的にやはり考えなければならぬと思うのですが、さしあたり東京と中部の方に、先ほどお話がありました年間大体半々程度、これは湯水期におきましては中部の方が六割、東京が四割ということ。にいたしたわけ。でござい。それから電気の予算の問題につきましては、この前もお話がありましたように、最初の計画そのものがきつめて粗雑な計画でありましたので、それで一応出資したのですが、その後たとえば飯田線のつけかゝの問題とか、あるいは補償の問題とか、いろいろな問題が起きましたので非常に高くなつたわけ。でござい。私どもの方としてしましては、今後こういう点につきましては十分気を付けて、なるべく予算が上らないように努力したいというふうな考えをしております。なおその予算を変更するにつきましては、通商産業省及び大蔵省におきまして承認すればよろしいということになっておるわけ。でござい。ます。

○加藤(清)委員 大蔵通産両省の承認を得るべきならば、いかなる款項目も変更ができる、こういうことになっておるのですか。

○川上政府委員 その点はおっしゃる通りでござい。ます。

○加藤(清)委員 それではその問題について大臣にぜひお答え願ひたいのですが、変更できる場合の理由でござい。ます。つまり請負単価の増額の変更ができる理由でござい。ます。それは物価にスライドしておるものでござい。ます。そしてこの電力につきましては、全国的にやはり考えなければならぬと思うのですが、さしあたり東京と中部の方に、先ほどお話がありました年間大体半々程度、これは湯水期におきましては中部の方が六割、東京が四割ということ。にいたしたわけ。でござい。ます。

○石橋国務大臣 請負単価の増額の場合約が起るとすれば、物価等をさんしゃくしてされたことと思ひます。しかし佐久間の場合には請負単価の問題はなかつた。と存じます。それでなくほかの理由で、最初に中部がなかなかやつたごくラフな数字によつてまずスタートとしたということから、その後工事の方法の変更とか、あるいは補償の問題とかいうことであらう。ことに増額されたのがおまな理由であるように私は記憶いたします。

○加藤(清)委員 いただきました資料によりますと、今の大臣のお答へとは少し違ふよう。でござい。ます。私たちの書類の読み方の間違ひとすれば別でござい。ます。が、少し大臣のお答へは違ふよう。でござい。ます。そこでぜひ承わりたいことは、物価にスライドした特殊契約が行われておつて、そうして実際の処理がどう行われていたかというところが同僚議員としては聞きたかつたわけ。で。だからその折に私が契約書等の写しを見せていただけたらというのを申し上げたわけ。でござい。ます。が、それができなかった。その総計の推移、これなどもわかるようになつておればよいと思ひますが、それもおらず、ただ一回の契約だけが出ておるわけ。でござい。ます。そこで物価にス

とくということは、そこに大きな資本の力が背後にあるということを考えなければならぬ。一、二の例を出してみてもそうだ。だからそうしたことを

言わないで、こうした問題はもう少し国民の納得のいくような方法において処理してもらいたいというのが私の考え方であります。そういう点において、石橋通産大臣が何と言われても、やっぱり大きな電力資本の力が動いておるといふことだけは、これは否定できない事実だと国民は思っておるといふことをこの際申し上げて、あまりこの問題を深く突っ込むというよりは、この際時間の関係もあるのでこの程度にしておきたいと思うのであります。

そこで電気事業というものは非常に公益的な性格を持つ反面において、また独占的な性格を持つておるのであります。そこでその大きな資本の力と独占的、一方的、排他的な力によって、電力会社がややもすれば権利の乱用を著しく程度を越えてやるのが非常に多い。そこで公益事業令の改正などの際において、この権利の乱用を防ぐようなことを一体政府の方で考えておられるのかどうか、そうして現在こうした権利の乱用について一体いかなる法規の上においてどういう程度に取締りができるのか、政府としてはどの程度の監督ができるのかというのを具体的に説明願うと同時に、今後こうした権利の乱用についてこれをいかに戒めていくか、取り締っていくかということについての政府の考え方を聞ききたいのであります。

○石橋通産大臣 一方的に何かわれわれが、料金の問題等について電力会社の圧迫があるようなお話をいたされましたが、そういうことは少くとも私としては何も感じておりません。そういうことで電気事業法案がおくれているわけではなくて、実際に先ほどからい

ろいろお話があるように、今の再編成とか再々編成とか、あるいは水利権問題一つとりましても、なかなか各地の方、その他との関係もありまして複雑でありますので、これを適当に解決することがなかなか容易でないために実はおくれているというだけのことです。電力資本なるものの圧迫というものは私は今感じておりませんし、ないと思います。

まあそれはとにかくいたしまして、今後電気事業法を作るに当りましては、むしろ電気事業者のわがまま、欠点を許すべきものではないとせんから、これは十分に取締る方法を講じなければならぬし、また電気事業者だけではないから、また川の水を利用するについてはそのほかにもいろいろの利害関係が複雑しておりますから、これらのものを適当に公益のために協力させるような方法を講じなければならぬと考えております。

○中崎委員 電力会社の設備等に対する固定資産税に関する問題であります。これが標準税率が昭和二十九年年度においては固定資産評価額の百分の一・五であったものを、三十年代においてはこれをさらに百分の一・四に引き下げておる。一体これはどういう根拠によるものかを御説明願いたいのではありません。

○川上政府委員 これは地方税法の改正によりまして引き下げをしたわけでありまして、特に電気につきましては電源開発を容易にするために、税金につきましてもある程度安くしておるといふ状況に相なっておるわけでございます。

率なるものが地方財政の上においてどういう関連性を持っておるか、言いかえまして各市町村におきましてはその市町村の財政計画を立てて、それを運営していくために、固定資産税率は百分の二程度のもので当然とておる。ところが電気の場においては百分の一・四とか一・五とかいうように、むしろ住民よりも安くしておるというところになっておいて、現実においてはそういうことを根拠にして、実際に電気会社はそれを市町村に納めおるといふことは、この前もこの委員会において問題にしたのであります。これが依然として解決されていなくて、そこでまずお聞きしたいのは、電料を引き下げる等の関係があるからと言われたのだけれども、昭和三十年度において引き下げなければならぬの根拠は、一体どこにあったのかを一つお聞きしたいのであります。

○中崎委員 今川上局長からお話でありまして、この前の委員会においても中国電力の社長が自分でその不当を認めて支払いをするという約束をしたというのであります。私島根県でありますけれども、島根県の繰元締めをしておるところの中電の島根県の事務所の方へ今も何らの指図もしてない、そこで昭和二十七年以来各市町村において予算はちゃんと組んでおるにもかかわらず、毎年々々中電が一方的に標準税率はこうだというので差額を払わない、自分でそれだけ払わないで一方的にやっていると、市町村の財政が非常に困っている、それにもかかわらず依然として何らの通達がないからというわけなんでありまして、一体これについて政府は今後どういうような監督をするのか、どうして国会において約束したことを実現させようとするのか、それは依然としてはおかぶりをし知らぬ顔をしておるにいかからず、何らの監督をもできないのか、こういうことを一つお聞きしたいのであります。

○川上政府委員 私の方としましては、この前も申し上げましたように、その税金は税金として必ず払いなさい、将来税金を負けるという問題については別途一つ話をしようということをして再三会社の方に言うておるわけなんです。が、私は大体ほとんど解決しつづつあるのじゃないかと思っておるわけなんです。まだそれが解決されてないという方のようなお話でありますので、私どもの方としましては今申し上げましたようなことで必ず解決するように善処いたします。

たします。

○中崎委員 負けてもらうということとは一体どういうことなんです。たとえば市町村が他の住民に対してはちゃんと一つの自分の財政を考えて、そして百分の二までは税金をとるといふので、その基準によって当然電気会社にも同じようにかけておる。そこだけ特に高くかけておるのじゃない。その中で一方的に自分の方で勝手に安くきめて、そして四年も五年もそれだけしか払ってない、こういう一方的なことで、島根県はほとんど何百カ町村に近いものがみな迷惑しておる。今の市町村の財政を破綻するような独占的な立場をやって、それにもかかわらずなお負けてもらうについては個々に話をせよというのは、一体どういうことなんです。

○川上政府委員 これは標準税率よりも非常に高い税金を課しようというふうな話があったというのを聞いておりますので、そういう場合におきましては電気事業者の方で、これは料金等にはね返る問題でありますから、なるべく安くしてもらいたいという交渉をしておるといふふうに聞きました。しかしそのためには既定の税金を納めないといふことはいけないから、既定の税金は必ずこの際早急に払いなさい、そして今申し上げました標準税率よりも相当高いものを払っておるという問題については、これは一つ今後安くしてもらいたいという交渉は別途やりなさいというのを申し上げたわけでございます。

○中崎委員 標準税率が百分の一・四ということにしても、百分の二までは

市町村の権限として、それで財政を立てるために地方税法において認められておる範囲内において市町村の住民と同じようにその市町村がかかる場合においては、地方行政ののれに於いても国務大臣に於いてもこれは承認しておるわけである。その承認の範囲内において電力会社が払うのが当然であるのかどうか、今言つたように払わない、それを負けてもらいたいというのはいふわけがわからない。それをもう一度伺いたい。

○川上政府委員 この問題につきましては、私の方でもいろいろ調べておるのですが、やはり法律によりまして認められておるところまで、これは取られることはやむを得ないかもしれませぬけれども、それがあまり高い場合におきましては、電力業者だけではなしに、一般の住民につきましても、ある程度下げてもらつた方がよくはないかというところだと思つたのですが、そういうことで電力会社の方も、そのものの一人として安くてくれという交渉をしておるのじゃないかというふうに私は考えるわけでございます。

○中嶋委員 この点については政府の方でさらに善処するというのでありますから、すみやかな機会においてやつてもらふねと（君はいいいことを言つてゐるのだけれども場所が違ふ、長過ぎる）と呼ぶ者あり）不規則な発言はやめてくれ、委員長は注意して下さい。

○神田委員長 静粛に願います。質問を進めて下さい。

○中嶋委員 大体においてこの委員会において局長がはっきりと答弁しておることを、一体実行しているかということをお聞きしておる、それだからして、

当然この委員会における問題として、しかも公益事業たるものの電気事業に對して政府はどのような監督をしておるかということをお聞きしておるのです。次にお尋ねしたいのであります。全国において相当広い範囲内において電氣税に對してリベートを電力会社がとつておる、こういう事実があるやうであります。一体政府の方においてはこの事実を——この前の委員会においても問題になつたのだが、どういふふうにして了解しており、どういふふうな調査をしており、その後におけるところの経過はどういふふうになつておるかということをお尋ねしたいのであります。

○川上政府委員 電氣税につきましては徴収事務を電力会社の方に委託しておるやうに聞いておるのですが、その手数料として一部もらつておるやうにふいに私聞いておるのですが、この点につきましては十分自治庁の方とも、あるいは大蔵省の方とも相談いたしまして、検討しまして、もし是正すべきものであれば是正したいというふうにして考へております。

○中嶋委員 この問題はきつめて重要であるので、実はこの前の委員会においてその問題を提議して、そうしてすみやかに監督者の立場から、政府の方で善処してくれるものだと思つておつたのであります。この問題はそのままになつておるやうであります。そこで自治庁ともあるいは大蔵省とも関係があると思ひますので、この際至急関係者にこの委員会に出てもらつて質問を継続したいと思つたので、委員長におきましてお願いしたいと思つたのであります。従ひまして来るまで一応

質問は続けておりますが、その点についてははっきりしておきたいと思つたのであります。

○神田委員長 今手配しております。

○中嶋委員 私の質問は大臣に對してしておるのであります。これに對しては今の答弁の都合上局長がしておられるかもしれませんが、局長が答弁されたいからということで、大臣に對する質問を私は一切放棄しておるのじゃないので、その点は逆に諸君は、私が寛大な質問をしておるのだというふうな御解釈願へばいいのじゃないかと思ひます。そこでこうした問題は勤労所得税につきまして、会社がその従業員に對する給料を払う場合においてこれを差し引いて政府の方に支払われております。かつて銀行においては預金利息税といふものがありまして、その預金利息を——銀行が税金を払う場合においてその計算をして、それを差し引いて政府に払つておる。あるいは料理屋が遊興飲食税を払う場合において、自分の方でお客さんからその税金を取つて、そうしてそれを計算してやはり政府の方へ納めておる。この電氣税についてもそれと同じような性格ではないかと思ふのであります。従ひまして、たとへば各会社が従業員に對して給料を払う場合に、政府のこの法律によるところの勤労所得税の控除をやる際に、その手数料として、あるいは証書を書けばその証書の書き料として、リベートをくれなんという要求をしていないはずで、それにもかかわらず、電氣税についてのみそうしたことなものが行われるのは一体どういふことなのか。これは一つ通産大臣から、その見解をお聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 事情はよく存じませんが、お話のように、地方との話し合ひでおそらく各電力会社がやつておることと思ひます。ですからそれは地方の問題として、なお通産省としてはお話のように遊興飲食税のように、通産省が会社からとつてそれで税を払うというわけにはいきません。これはどうしても地方の会社から直接地方に払つてもらふなければならぬ。ですからこれは通産省としてはできるだけその会社に對して法律通り順守するやうなことを要するといふことが、これは通産省としては限度だと思ひます。なおリベートといふことは、手数料の問題についてはなお調査いたしまして、不当と思へばそういうことのないやうに戒告をいたします。

○中嶋委員 この問題につきましては、私は通産大臣そのものの怠慢じゃないかと思ふ。言いかえまして、この前においても、そうしたやうな不当な、われわれから言へば不法だとも言うべき問題でありまして、そういうふうな問題が提案されて、すみやかに政府の方で調査の上で善処されたいといふことを要求してある。これが今日までうやむやの間にほうつておかれるというところは怠慢である。われわれがこの国会においていかに真剣に議論しても、それがその場で流されてしまふというやうなことになるのは、私は非常に遺憾だと思ふ。そういう意味合いにおいてこの問題はすみやかに取り上げられるべき問題だと思ふ。しかも通産大臣の考え方は、税金に関する問題だから通産省は関係がないといふふうにお考えになるかもしれませんが、ところがこれは税金に關しようとして何しよう

と、先ほど言うやうに電氣事業は公益事業である。しかも独占的な性格を持つておるのだ。どうもあれは不都合なことをやるからおれはほかの方から電氣を供給させるのだ、ほかの方で電氣を分けてもらふというわけにない。そういうやうな強力な排他的な立場をもつて、勝手ほうだいなことをやるから問題になる。いわゆる権利の乱用といふものをいかにして政府は監督するのかわつたことを大臣に聞いておるのです。すなわち言うことを聞かなければ、お前たちには電氣はやらなかつたかあるいはこういふやうにやつてやるとか、あらゆる力を用いて事ごとくにそういうことをやつておる。もう少し電力の実情について調査してもらいたい。ほんとうに国民の怨嗟の的になつておる。実にひどい。こういうやうな状態であるから、われわれはそのまま見ておられないから、そういうふうな権利の乱用といふものをいかにして政府はほんとうに取り締めるか、それにはどういふ実情、実態をいかに把握しておるか、それが一番問題なのである。電力会社に頭が上らぬといふことはそこにもある。そういう国民怨嗟の的になつておるやうなことをいつまでもたつてもはつたらかしておいて、法律的措置も講じられない、そうして行政措置も講じられないのだったら国民はどうすればいい。一々裁判をやれなんというところはできることじゃない。であるから、この問題は一体どうするかというのを政府の方でもう少し真剣に考えたらどうかといふことを聞いておる。もう少し通産大臣の誠意あるところの回答を願ひたい。

○石橋國務大臣 その問題はごもつと

もでありますから、地方庁とも打ち合せまして適当に処置するようにいたします。

○中崎委員 それでは、いろいろ問題はあるのですが、大体この程度にして、一つ政府の善処を要望しておきます。

○神田委員長 これにて質疑は終局いたしました。引き続き本案を討論に付します。討論の通告がありますからこれを許します。多賀谷眞裕君。

○多賀谷委員 私はただいま議題になっております電源開発促進法の一部を改正する法律案に対して、日本社会党を代表して賛成の意を表する次第であります。

今や電力問題は豊富なる電力の供給の問題よりも、低廉なる電力の供給へとその重点が移行しつつございます。電力需用は年々増大をし、それに伴う電源開発が進んでおりますけれども、開発をすればするほど原価が上昇するという皮肉な事態に立ち至っております。電源開発が進展して新規発電所が稼働するにつれて、電力は豊富にはなりますけれども、新設発電所の資本費が増大し、必然的に電力原価が漸次高騰することになり、その防止対策が現下の電気事業界の最大の問題となっておりますのであります。発電端一キロワット当りの単価は、既設分は私の調査によりますと八十四銭に対し、新規分は二円九十一銭であり、新規分の単価は既設分の約三・五倍に達しておりますのである。その構成を見ますと、人件費、修繕費などの直接費は、若干新設分が安いのでありますけれども、金利、原価償却などの資本費は著しく高騰し、約五倍強にふくれ上り、特に

金利は一円六十七銭で、単価の五七％を占め、既設分のそれが二〇％である点から見ますと、新設分の単価はまさに金利のかたまり、こういうような状態であるのであります。しかるにそのコストに占める金利の状態が漸次高騰の傾向に至っていることは非常に遺憾であります。政府の資料を見ましても、政府の財政資金の投融資分はその割合が減少し、金利は高騰の一路をたどり、料金の高騰は必至の状態にある。低廉なる電力の供給という大目的に全く相反した方向にあることはわれわれは非常に残念に感ずるのであります。本法においてそれを若干補うために社債の発行を認め、政府保証にすることは一応時宜に適した処置であると考えられるのであります。しかしこれも政府の糊塗的な処置といわざるを得ないのであります。

次に私は問題になりました下流増の問題について申し上げておきたいと思っております。この下流増につきましては、政府としても確たる法律概念の披瀝がありませんでした。ある論者はこれは不当利得である、こう言いました。しかしその不当利得の構成要件であります損失につきましては、これはかなり問題があります。私たちは資本主義がだんだん発達して参りました。ある工作物の設置その他によりて他の人が著しく利益を得るという場合が将来相当惹起されると思う。そこで相手方の損失の有無にかかわらず、その利益の返還を命ずるということをしなればならぬ時代がくるのではないかと、こういうことを考えておる。そこで立法論としては一応わかる気もいたしましたが、今日この本法をもって相手

手方の損失の有無にかかわらず不当利得の觀念を認めた、こう規定するに、いささかわれわれとしても自信がなく、また早過ぎはしないかという感じを持っておるわけでありまして。さらに受益者負担であるということに政府はおっしゃいましたけれども、私はこの受益者負担という問題についても非常な疑問を持っております。政府の言われるところでは、結局受益者負担といふのは公用負担の一部であり、公用負担は電気事業等の公益事業にも認められておるから、受益者負担のみ国または公共団体に限定する必要はない、また根拠がない、こういうことをおっしゃっておるわけでありまして。けれども、公用負担の觀念といふのは、実体法上はつきりと確立を見ていないのであります。さらにまた学問上も必ずしも承認された定説ではないのでござい

ます。そこで私は、国または公共団体に於いてその事業の遂行のためにどうしても法的措置が必要である場合において公用負担といふのが行われておるのでありますから、民間の公益事業についてもその必要なる場合にはこれが許されてしかるべきだと考えます。土地収用あるいは使用制限の原則といふのはそういう点から出ておると思ひますけれども、この法案をもって道路法とかあるいは都市計画法に盛り込まれるような受益者負担と律するわけにはいかない。道路法、都市計画法は経済の主体が国または公共団体であつて、住民は平等にそれを利用すべき権利を持っておる。ところがたまたま一部の人がそれによつて著しい利潤を得る、こういう場合を調整するためにこの受益者負担というものが設けられておるの

であつて、私たちはこの企業に国家的な権力の背景を持つところの受益者負担を認めるというわけにはいかないと、思ふのであります。しかしながらこの下流増の問題を取り上げてみますと、確かに下流増は私すべき問題ではなくて、何らかの資金の調整が必要である、かように考えます。そこで本法は電気事業者間の問題である。これは本法が自家発電には適用しない、こういう点から見ても明らかであります。そこで下流増の法的な觀念は、単なる私人間の利益の調整でなくて公共事業間の利益の調整である、こういう点において私たちはこれを認めていきたいと思ふのであります。このことは国家的な要請であり、法の目的であるところの社会正義の目標に進むという趣旨から考えても適合しており、また公平の原則にも適合しておるものと思ふからでございます。

次にこの法案の最大の欠点となつております、当事者間の協議のみにかまかせて、そうして協議が整わなかつた場合には、法的措置としてはいかんともしたい、こういう問題でございまして。裁判所に訴えましても、協議をせよという判決は不可能であらう、こういうことであります。この点につきましては、最初通産省の案は協議が整わなかつたときは通産大臣が裁定するといふことになつておつたのであります。さらに自民党の政調会では通産大臣が裁定するときは、新設の裁定審議会の議を経て行ふと書いてあつたのであります。しかしながら自由民主党の総務会において両方ともなくなり、当事者間で協議するということになつ

たとわれわれは聞いております。そこで普通協議がととのわなかつた場合は、国家権力が裁定をする、その定義が協議にかかわるというのが常識でありますけれども、私たちは国家権力が介入しても、必ずしも常に妥協を引くとは限らないというようにも考えられますし、また政府の答弁におきましても、行政当局の運用にまかせてもらいたいというお話でありますから、私たちは一応政府当局の言を信頼して、協議の妙を発揮せんことを望むわけでありまして。しかし私たちはかなりの危惧を持っておる。それはこの法案がなくても電気事業者間で話し合いさえすれば、法案は不要であるし、ダム建設以来かなりの日月がかかつておるものであつて、今までできなかったものが、法案を作つたからといって行政当局の行政運用によつて果してできるか、どうかかなり不安を持っておるのであります。しかしながら、相当の自信のようでありますから、一応おまかせしておく次第であります。しかしながら私たちが、本法案は協議がととのわなければ法的強制がないから支払わなくていいという意味ではございせん。これは少くとも公益事業であります。力事業者間の問題でありますから、良識があるだろうということを前提にしておるのであります。もし電力会社間において良識がなく、行政当局において行政運用が円満にいかなくつたときは、私たちは政府の責任を追及するとともに、公益事業である電力会社に対して認識を新たにしなければならぬと考へる次第であります。

最後に私は、電力行政全般について

の要望を申し上げておきたいと思うのであります。本委員会ではいろいろ審議になりましたが、電源開発株式会社は、開港をして、開港が終了した後は、開港をしないか、それが法の趣旨ではないかという議論があり、あるいは電力株式会社としての性格を持すべきではないかという議論もありました。しかしながらこれについては、政府としてはまだ未決定だということですが、私はもう決定をされてしまふべき時期がきているのだと考えるわけであります。送電線の設置をめぐりまして、電源開発株式会社が送電線を設置いたしますと、九電力会社は白い目で見ておる。こういうことではなほ遺憾であります。私たちがすみやかにこの電源開発株式会社の性格をはっきり決定されんことを望むのであります。大体同一水系は同一会社であればこういうことは起らないのでありますから、その点も十分考慮していただきたいと思います。最近では料金の地域差が拡大をいたしまして、産業配置の問題、産業構造に影響を与えること大なるものがあるわけであります。また九電力会社の経営の差がだんだんひどくなつて参りました。今日送電線のロスが非常に減少しており、大容量貯水池発電所の新設とか、新設火力発電所の常時運転、さらに常時運転の性格を持つ原子力発電所の新設ということを考えますときに、私たちは電力は一元化ならざるを得ないだろう、またすべきであるというように考えるのであります。電力の国有という問題、あるいは国営という問題は、社会主義的なイデオロギーに立った問題ではなく

て、むしろ電力事業の性格にあると思うのであります。でありますから、資本主義ののつとておりました過去の日本においても、やはり電力は国家管理ということが行われ、そうして長い間それが行われてきたゆえんがあるものであります。私たちは何もイデオロギー的に言つておるのではなくて、電力事業における性格上、そうせざるを得ないのじやなからうかと考えておるわけでございます。この点につきましてもすみやかに電力行政の確立をお願いしておきます。

さらに下流増の利益の吸収をめぐりまして、東北電力との関連におきまして、議員間に反対の意見のあったことは事実でございます。しかし私たちは、これは何も電力会社をもうけさうというような意図は議員さんには全然なかった、かように考えます。それはすなわち東北地帯の後進性をいかにして打開するか、産業配置をどうするか、こういう点に議員の下流増利益の吸収に対する反対の声があったと思うのであります。そこで私たちは、この後進的な地域における、ことに電源地帯は大体後進地域であります。この後進地域における産業配置の問題、産業振興の問題については十分留意をされ、そうして英園においても行われていくような産業立地法、こういうものゝ設定をお願いいたしたい、かように思う次第であります。また問題になりました東北におきましても、砂鉄あるいはチタンの採掘あるいは製鋼の電気炉の新設、新しい化学会社の企業化、こういう点についても留意されんことをお願いをいたしまして、私の賛成の討論にかゝる次第であります。

○神田委員長 これにて討論は終局いたしました。
電源開発促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○神田委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。
ただいま鹿野彦吉君より、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる本案に対する附帯決議案が提出されました。

政府は、本法の運用に当り、特に次の点に留意して万遺憾なきを期すべきである。
一、公益事業たる電気事業の現状にかんがみ、すみやかに電気行政の基本方針を再検討し、電源の開発、送配電、電力料金等につき、合理的施策を確立するとともに、これに必要な立法その他の措置を早急に講ずること。
二、右方針を策定するに当り、電源開発株式会社の国策会社の性格を明確化し、かつ同会社と一般電気事業者との関係及び一般電気事業者間の関係並びに電気料金の地域差等の諸問題につき、公共的立場により明確な解決をはかること。
三、本法第六条の二の規定の設定が一般電気事業者の料金値上げの口実とならないよう、かつ同法第二十条の規定の改正が電源開発株式会社の開発資金の財政投融資による低金利資金供給方針を後退させないよう特段の考慮を払ふこと。
四、河川の総合的有効利用をはかるため、上流ダム等の工事者は、あらかじめ下流水力発電所所有者とその工事計画及び貯水、放流等につき、十分な事前協議を行い、円満かつ合理的な運営をはかるよう特に配慮すること。
五、電源地帯については、当該地域の産業振興に資するため、電気を特に豊富低廉に供給するよう、格別の努力を払ふこと。
以上の通りでございます。皆さんの御賛同をお願いいたす次第でございます。(拍手)

まず提案者より趣旨の説明を求めます。鹿野彦吉君。
○鹿野委員 私は自由民主党及び日本社会党を代表いたしまして、電源開発促進法の一部を改正する法律案に対して附帯決議案を提案いたしたいと思ひます。

本法案の中にあります、特に下流増の問題につきましては、上流の施設によつて下流で利益を受ける場合に、その設置により利益を受けた程度において下流のものがその工事費の一部を負担しなければならぬというような、一見まことに簡単な問題に対して非常にいろいろな論議がなされたわけでございまして。たとえば不当利得、あるいは受益者負担という点からの法理論も活発に論議されましたけれども、その結果も何となくすっきりした解決が得られないままになっておりますし、また電源開発株式会社は国家資本によつて未開発電力の大規模な開発をいたしたことであるから、国民全体の税金によつてまかなつたものであり、これは国民全体に返還されなければならぬというような論議もあつた

わけでございます。しかしながら電源地帯の地元民のいろいろな犠牲とか、あるいはまたその他の特殊性などを考えるとき、なかなか簡単にそうした問題も割り切れるものではございませんし、また大局的に見まして、日本の現実の立場から、すなわち狭い国土に資源が不足であるのに対して、一億になんたんとする人間が生活をしていかなければならぬ日本の経済自立達成の大志願を達成いたしましたためには、人口分散の原則という大きな鉄則によつて縛らなければならない。たとえば東北地区における只見川の電力を地元のこととは、東北地区に対して恩恵的に特別扱いをするということより以上に、日本の人口分散の大原則という問題から、当然取り上げられなければならない方策であるとは私は考えます。こうしたいろいろな点から考えますとき、一日も早く政府は電気行政の基本方針を再検討いたしまして、電源の開発、送配電、電気料金などについて合理的な解決策を実施されるべきであると思ひます。なおこの下流増問題について、本委員会の審議を通じまして、下流増を受ける者が、その負担する金額のいかんによつては管理権を持つことはもちろんのこと、持ち分権をも認めるということも協議の対象になつていくことが明らかにされたわけでございしますが、何としても、こうしたわずかしい法律を実施するに当りましては、政府は適正な行政指導をされることを要望いたしまして、私は次の附帯決議案を提案いたす次第でございます。

電源開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

一、公益事業たる電気事業の現状にかんがみ、すみやかに電気行政の基本方針を再検討し、電源の開発、送配電、電力料金等につき、合理的施策を確立するとともに、これに必要な立法その他の措置を早急に講ずること。
二、右方針を策定するに当り、電源開発株式会社の国策会社の性格を明確化し、かつ同会社と一般電気事業者との関係及び一般電気事業者間の関係並びに電気料金の地域差等の諸問題につき、公共的立場により明確な解決をはかること。
三、本法第六条の二の規定の設定が一般電気事業者の料金値上げの口実とならないよう、かつ同法第二十条の規定の改正が電源開発株式会社の開発資金の財政投融資による低金利資金供給方針を後退させないよう特段の考慮を払ふこと。
四、河川の総合的有効利用をはかるため、上流ダム等の工事者は、あらかじめ下流水力発電所所有者とその工事計画及び貯水、放流等につき、十分な事前協議を行い、円満かつ合理的な運営をはかるよう特に配慮すること。
五、電源地帯については、当該地域の産業振興に資するため、電気を特に豊富低廉に供給するよう、格別の努力を払ふこと。
以上の通りでございます。皆さんの御賛同をお願いいたす次第でございます。(拍手)

○神田委員長 お諮りいたします。本案に鹿野君御提案の通り附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案には鹿野君御提案の通り附帯決議を付することに決しました。

この際石橋通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。石橋通商産業大臣。

○石橋國務大臣 ただいま御決議をいただきました法案につきましては、いろいろ御指示があり、かつ附帯決議が付されました。その点は十分政府として考慮いたしまして、今後に善処するつもりでありますから、このことを申し上げます。

○神田委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめます。これにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

〔参照〕

電源開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕